

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008神第37号	
事故等名	貨物船第八金栄丸運航阻害	
発生年月日時刻	平成20年9月4日 10時30分ごろ	
発生場所	勝浦港沖合0.2海里	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年11月11日 神戸・地方事故調査官が海難報告書を精査し、船舶所有者・船長及び用船会社に対し、事故の状況などを電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実	船種・船名・総トン数 貨物船第八金栄丸 199トン 船舶番号 129927 船舶所有者等 個人所有	
乗組員等に関する情報	船長 五級海技士(航海)	
負傷者	なし	
損傷	船体なし 機関は、主機過給機のタービンケーシングに破孔	
事故等の経過	本船は、阪神港から京浜港に向けて紀伊半島の南端を航行中、平成20年9月4日10時30分ごろ、主機冷却水の高温度警報が作動した。 本船は、自力で減速航行可能であったが、安全を考慮してタグボートを手配、最寄りの港に曳航され、その後、ケーシングを新替えた。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 なし 乗組員等の関与 なし 船体・機関等の関与 あり 判明した事項の解析	本船が航行中、主機過給機が経年劣化のためケーシングの肉厚が減耗して、破孔が生じ、冷却水が漏洩して冷却不足となった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が紀伊半島の南端を航行中、主機過給機のケーシングの肉厚が経年劣化のため、減耗し破孔を生じて冷却水が排気側に漏れたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	